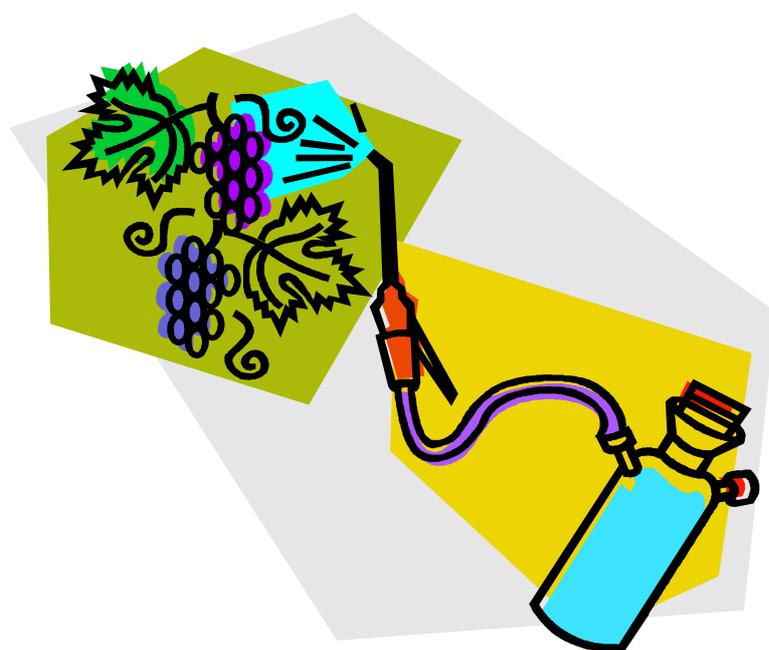


これからは、さらに農薬を  
適正に使用しましょう

～「ポジティブリスト制度」の導入～

平成18年5月29日から、農産物に残留  
する農薬等の規制が大きく変わります！



平成18年2月

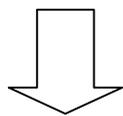
沖縄県農林水産部

## ○なぜ、ポジティブリスト制度か？

全世界で、食用農産物に使用される農薬や動物薬、飼料添加物等は約700以上ありますが、食品衛生法に基づき、我が国で残留農薬基準が設定されている農薬等は約250農薬（H17年9月現在）です。

### 【現行制度の課題】

農薬残留基準が設定されていない農薬（規制するリストにない農薬）は、いくら残留があっても規制の対象にはならないので、食の安全性を確保する上で大きな課題となっていました。

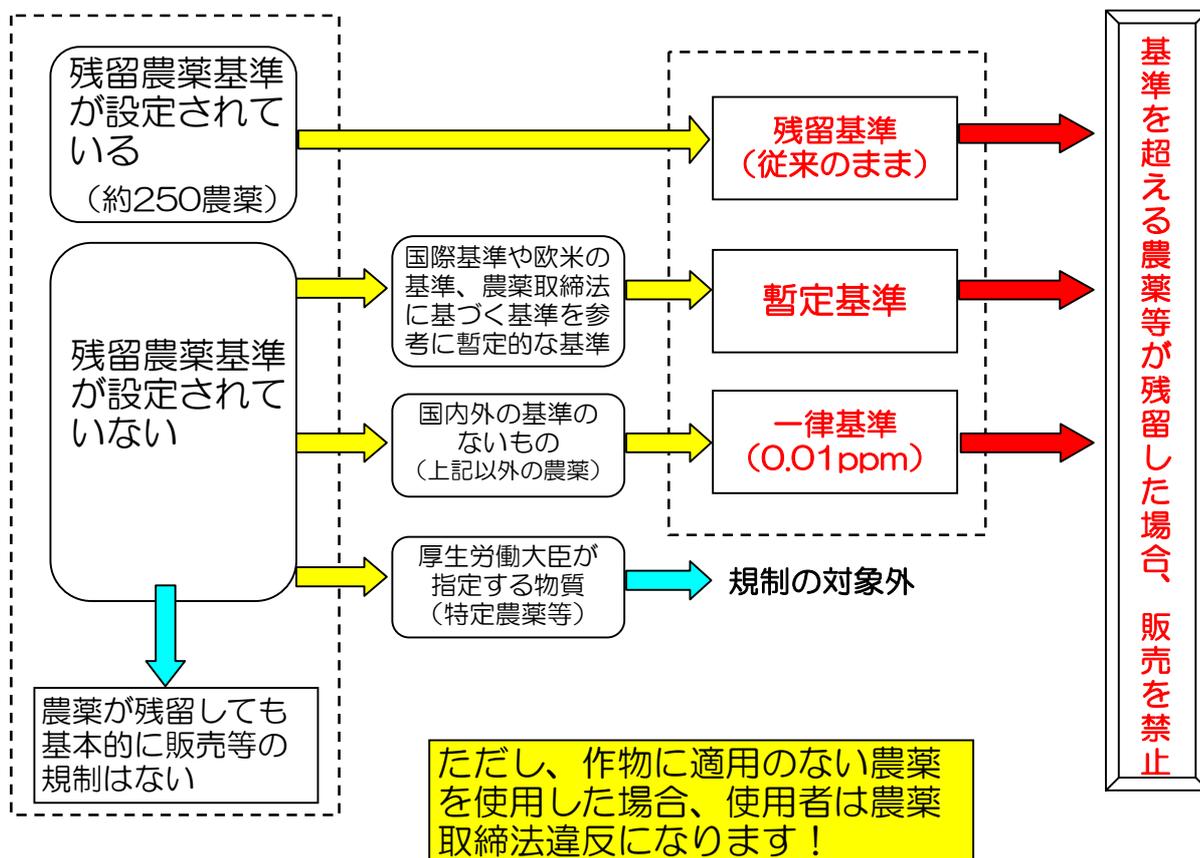


課題解決に向けて

厚生労働省は平成15年改正の食品衛生法に基づき、基準が設定されていない農薬等についても、一定量（人の健康を損なうおそれのない量＝一律基準）を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する**ポジティブリスト制度**に、3年以内に移行することを決定しました。

### 《現行制度》

### 《ポジティブリスト制度施行後》



# ○ポジティブリスト制度の内容

## ●現行制度の農薬残留基準イメージ

品目	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm		0.05ppm
大麦	5.0ppm	5.0ppm	
トマト	0.2ppm		
スイカ	0.2ppm	1.0ppm	
キャベツ	0.5ppm		

  : 基準値が設定されているので、規制の対象となる

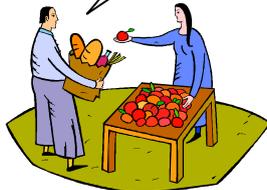
→ : 空欄部分は基準値の設定がないため、規制の対象外  
(規制できない)



【上表の例ならば・・・】  
 トマトの残留農薬検査結果で、農薬Aが0.2ppmを超えていたら販売禁止  
 しかし、農薬B、C、はいくら残留していても基準値がないため、販売禁止等の規制の対象にならない！

残留基準のない農薬が残留していたら安全性は大丈夫なのか？

**ポジティブリスト制度の導入  
 (H18.5.29施行)**



規制の対象外であった空欄部分にも、**全て基準が設定され、規制の対象となり、基準値を超過した場合、食品衛生法により販売が禁止される。**

## ●ポジティブリスト制度施行後の農薬残留基準イメージ

品目	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	(暫定)0.1ppm	0.05ppm
大麦	5.0ppm	5.0ppm	(一律)0.01ppm
トマト	0.2ppm	(暫定)0.1ppm	(暫定)0.1ppm
スイカ	0.2ppm	1.0ppm	(暫定)0.5ppm
キャベツ	0.5ppm	(暫定)1.0ppm	(一律)0.01ppm

  : 全てに基準値が設定され、規制の対象となる

(暫定) : 暫定基準を設定するもの

(一律) : 一律基準(0.01ppm)を設定するもの

(※) 暫定基準: 国際基準であるCodexや農薬登録保留基準、先進諸外国の基準を参考とした暫定的な基準値

(※) 一律基準: 人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(0.01ppm)

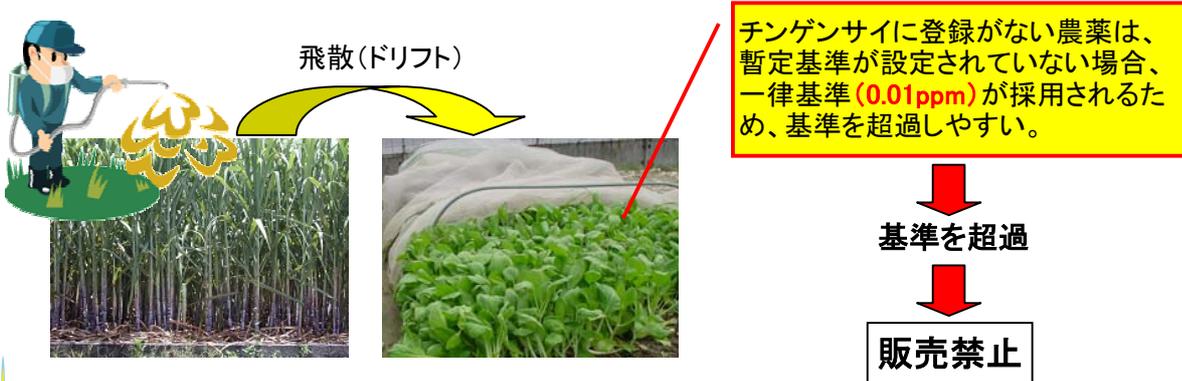
# ○基準を超える農薬の検出例

## 1 農薬散布時の飛散(ドリフト)防止対策が不十分で起こる場合

### 【隣接する圃場の作物に登録のない農薬が飛散するケース】

例)

サトウキビに登録のある農薬Aを散布したが、チンゲンサイに飛散してしまった。農薬Aはチンゲンサイに登録がない場合、収穫されたチンゲンサイから基準を超える農薬が検出された。



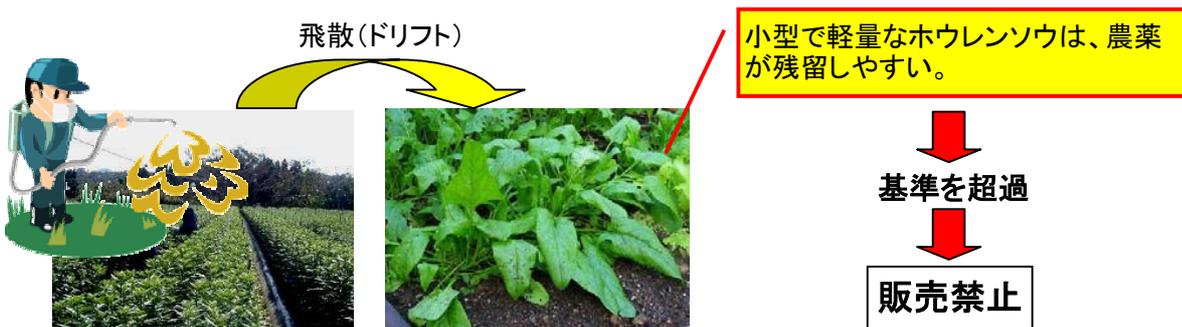
0.01ppmって、どれくらいの量？

10tの水の中に目薬2滴(0.1ml)をたらした量に相当します。

### 【隣接する圃場の作物にも登録のある農薬だが、残留しやすいケース】

例)

キクとハウレンソウに登録のある農薬を散布したが、収穫直前のハウレンソウに飛散したため、小型、軽量で残留しやすいハウレンソウから基準を超える農薬が検出された。



作物の種類や形態により、飛散を受けた場合の残留リスクが異なります！

- ・軽量、小型なものはリスクが大きい(ハウレンソウ、コマツナ、ネギなど)
- ・外皮や莢を剥ぐものや可食部が地下にあるものはリスクが小さい(ソラマメ、ダイコン、パレイシヨ等)

## 2 農薬使用者の不注意による場合

例)

農薬散布機のタンク内やホース内に、前回別の品目に使用した農薬が残っており、きちんと洗浄せずに、そのまま次の品目の防除に使ってしまい、基準を超える農薬が検出された。

## ○具体的な対策について

### ポイント1: 農薬を正しく使う！（これが一番の対策です）

#### ① 使用基準の確認

農薬のラベルに書かれている「使用基準」を確実に確認し、散布できる作物、使用時期、使用量、総使用回数をきちんと守る！  
基本的なことですが、これが一番重要です。今まで使っている農薬だから・・・などと安易に散布せず、今一度ラベルを確認するようにする。

ラベルは必ず確認！



#### ② 適正な量の散布

散布する量は、作物の形態や生育ステージ等による目安を守り、散布量が必要以上にならないようにする！  
薬液が余ったからといって、安易に隣にある作物等に散布することはやめる！

#### ③ 使用した農薬等の記帳

適正に農薬を使用したことを証明するため、農薬等の使用状況を必ず記帳する。



記帳は必ず！



#### ④ 散布器具の使用後の洗浄

先に散布した農薬が、次に散布する作物に残留する場合がありますので、使用後のタンクやホースに薬液が残らないようにきちんと洗浄する。  
また、散布中に農薬を替える時も、必ず洗浄する。

洗浄は確実に！



### ポイント2: 飛散(ドリフト)を防止！

#### ① 風に注意

飛散(ドリフト)の最大の要因は風であるので、風のない時や風の弱い時(風速3m/秒以下を目安)に注意して散布する。散布中でも風が強まった場合は、ただちに農薬散布をやめる。

風は大敵！



ドリフト防止についての詳しい内容は、農林水産省のホームページや「地上防除ドリフト対策マニュアル」(社団法人 日本植物防疫協会発行)を参考にするとよい。

#### ② 散布の位置と方向

農薬散布ノズルの位置や角度により、遠くまで飛び散ることがあるので対象作物に近づけて散布し、対象作物以外にかからないよう注意する。  
また、隣接圃場や用排水路にかからないように、圃場の内側に向かって散布する。

ノズルの向きも注意！



#### ③ 飛散しにくい農薬等や影響のない農薬を使用

周辺の状態にあわせて飛散しにくい粒剤等に変更する。

#### ④ 隣接圃場の農家との連絡、調整

隣接する圃場の農家とお互いに連絡をとり、農薬を散布する日の調整を行う。

## ○さらに詳しく知りたい場合は

### 【ポジティブリスト制度について】

- 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

→「行政分野ごとの情報:食品」→ 食品安全情報「分野別施策:食品残留農薬」→  
分野別施策「食品残留農薬」→ 「〈食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制  
度〉」

### 【残留基準値設定状況の確認方法】

- 財団法人 日本食品化学研究振興財団 (<http://www.ffcr.or.jp/>)

→「厚生労働省食品化学情報」→ 各農薬・動物用医薬品・飼料添加物の残留基準をク  
リックすると農薬成分一覧表が表示され、その基準値を調べることができる。

- フジテレビ商品研究所残留農薬データベース  
(<http://www.fcg-r.co.jp/pesticide/index.jp/>)

農薬成分名だけでなく、作物名からも農薬ごとの基準値一覧が表示できる。

### 【農薬散布時の飛散(ドリフト)防止対策につい

- 農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/>)

→「農林水産施策:消費」→「植物防疫:病害虫防除に関する情報」→「農薬の飛散防止対策」

- 社団法人 日本植物防疫協会ホームページ (<http://www.jpp.ne.jp/>)

→「農薬散布技術」→「地上防除ドリフト対策マニュアル」(PDFファイル)

農薬は、ラベルを必ず確認して使うようにしましょう。  
また、散布する場合は、周辺に栽培されている作物の状  
況も確認し、飛散防止も心がけましょう。



## 農薬を正しく使って、安全・安心うちな一むん



農薬の使用に関する詳しい情報は、下記に問い合わせ下さい。

問い合わせ先：沖縄県病害虫防除所	: TEL 098-886-0227
北部農業改良普及センター	: TEL 0980-52-2752
中部農業改良普及センター	: TEL 098-973-5202
南部農業改良普及センター	: TEL 098-889-3515
宮古農業改良普及センター	: TEL 0980-72-3149
八重山農業改良普及センター	: TEL 0980-82-3497